２０文企広第 1015 号
平成２１年２月２４日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長　内　山　忠　明　　様

文京区長　　成　澤　廣　修

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第２条第１項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

平成 20 年度 諮問第３号

１　諮問事項
（１）住民税の公的年金からの特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について
（２）上記目的外利用の本人通知の省略について

２　諮問の趣旨
平成 21 年 10 月から、住民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。公的年金からは、住民税のほかにも所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療制度保険料が天引きされますが、税務課はこれらの情報を持っていないため、支払額不足など特別徴収の法定要件を満たさないケースについても住民税額の特別徴収手続きを行う場合が考えられます。

そこで、介護保険課及び国保年金課から上記各保険料の賦課情報の提供を受けて、特別徴収を実施した場合に支払額不足等を生ずる者をあらかじめ除外することによって特別徴収事務の適切かつ円滑な執行を図るものです。

これは各保険料の賦課情報を住民税の特別徴収事務に利用するものであるため、文京区個人情報の保護に関する条例第 14 条に規定する個人情報の目的外利用に該当します。

そこで、同条例第 14 条第 2 項 4 号及び同条第 3 項ただし書の規定により、本件目的外利用及び目的外利用に係る本人通知を省略することについて審議会の意見をお伺いします。